

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和2年4月7日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1番 竹内 清	3番 宇井 忠朗
4番 山本 功	5番 中井 利治
9番 浅田 清隆	10番 松尾 純一
11番 井上 和也	12番 草嶋 邦子
13番 岩井 三郎	14番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

2番 井澤 茂治	6番 森島 隆詞
7番 森本 豊	8番 上西 敏夫

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

尾崎 庄平	中川 茂成
米澤 貞幸	杉島 勝久

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田 博司

事務局	上村 篤司
	西置 雄一
	植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	非農地証明交付申請書の承認について
議案第3号	令和元年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について
報告第1号	農地法第5条の規定による届出の受理について（専決処理について）

8、署名委員

4番 山本 功	5番 中井 利治
---------	----------

9、閉会の日時 令和2年4月7日午後2時20分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第4回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中10名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

まず最初に、事務局職員の人事異動についてお知らせいたします。

4月1日付けで、植山主任主査が税務課から農業委員会事務局に異動となりました。

それでは、植山主任主査からごあいさつをいただきたいと思っております。

植 山 [あいさつ]

議 長 どうもありがとうございました。

事務局職員の方々には色々とお世話になりますが、よろしく願いいたします。

さて、委員の皆様には、春の農作業等にお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、今世界的に猛威をふるっております新型コロナウイルス関係でいつもとは少し違った席の配置としておりますのでご理解の上、了承よろしく願いいたします。

本日の署名委員は、4番山本功委員、5番中井利治委員の二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

議案第1号でございますが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、竹内委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思っております。1番でございます。

[提案説明]

場所については次のページをご覧ください。

菱田・滝ノ鼻地区の北側、圃場整備を実施したところでございます。

本件の譲受人につきましては、この土地の耕作者で所有者からの買取依頼により取得されるもので、譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきましても要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 1 番については、地区担当委員の浅田委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

浅 田 9 番、浅田です。ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、3 月 1 9 日、上村局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されており、作物は野菜等でした。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、議案について審議をお願いいたします。何か異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 1 号を許可することに決定いたします。

竹内委員が着席するまでしばらくお待ちください。

竹内委員にお伝えします、議案第 1 号は許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 2 号、非農地証明交付申請書の承認について、を議題とします。事務局、議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第 2 号、非農地証明交付申請の承認についてでございます。

3 ページをお開きください。1 番でございます。

[提案説明]

場所については次の 4 ページをご覧ください。すみませんが訂正をお願いします。

3 8 - 3 と 3 8 - 4 の表示が入れ違いになっております。3 8 - 3 を 3 8 - 4 に 3 8 - 4 を 3 8 - 3 に訂正をお願いします。京奈和自動車道の山田川インターの西側に位置する所でございます。

議 長 議案第 2 号は、地区担当委員の山本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

山 本 4 番、山本です。ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、3 月 2 7 日、太田会長と上村局長と申請のありました現地を確認しました。

進入路も古くから使われており、また建物部分も建築後から 2 5 年は経過しており、

農地への復旧も困難であり、やむを得ないものと考えております。

地元担当委員としては非農地として認定して問題ないものと考えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
 それでは、議案について審議をお願いいたします。何かご異議等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
 よろしいでしょうか。
 それでは、非農地として承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については承認することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、令和元年度農用地利用集積計画（第11次）を議題とします。
 それでは1番から4番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、5ページをご覧いただきたいと思います。
 令和元年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

 内容につきましては、次ページの1番でございます。

 [提案説明]

 場所については次の9ページをご覧ください。

 里区集会所の北側に位置する所でございます。

 6ページに戻っていただきまして、2番でございます。

 [提案説明]

 場所については次の11ページをご覧ください。

 精華町役場の北側に位置する所でございます。

 6ページに戻っていただきまして、3番でございます。

 [提案説明]

 場所については次の12ページをご覧ください。

 水道事務所の南側に位置する所でございます。

 7ページに戻っていただきまして、4番でございます。

 [提案説明]

 場所については次の14ページをご覧ください。

 アル・プラザの西側に位置する所でございます。

 以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促

進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議長 それでは1番から4番について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
それでは、1番から4番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号、1番から4番についての計画は決定いたしました。

続きまして5番でございますが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、山本委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。
それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、7ページをお開きください。5番でございます。
[提案説明]
場所については次の16ページをご覧ください。
精華南中学の北側に位置する所でございます。
以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。以上です。

議長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。
何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議長 それでは、5番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます、挙手全員でございます。議案第3号5番は決定いたしました。
山本委員が着席するまでしばらくお待ちください。
山本委員にお伝えします。議案第3号5番は決定いたしました。

議長 続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。事務局より報告願います。

事務局 17ページをお開きください。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による

届出について、1 番でございます。

[内容報告]

場所については18 ページをご覧ください。

光台六丁目集会所北側に位置する所でございます。以上でございます。

議 長 質問等ございませんでしょうか。

報告第1号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

5月8日金曜日13時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を5月8日金曜日13時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時20分